

成年被後見人の法律行為 H15-01-3 《#354》

【問】 正誤をつけよ。

成年被後見人が成年後見人の事前の同意を得て土地を売却する意思表示を行った場合、成年後見人は、当該意思表示を取り消すことができる。

【答え】 正しい

《ポイント1》 成年被後見人の法律行為

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。（民法9条）。

《ポイント2》 取消権者

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者の法定代理人が、取り消すことができる。（民法120条1項参照）